

# 令和4年度海外短期留学チャレンジ補助事業及び 令和4年度府立高校生夢チャレンジ留学支援事業について

令和4年度海外短期留学チャレンジ補助事業及び令和4年度府立高校生夢チャレンジ留学支援事業を次のとおり実施します。

## 1 対象となる留学

### (1) 時期

令和4年12月1日(木)以降に出発し令和5年1月31日(火)までに帰国する留学

### (2) 渡航期間

2週間以上6週間以内

### (3) 留学先

応募時に外務省海外安全ホームページにおいて、危険情報レベル及び感染症危険情報レベルが1以下であり、英語を公用語とする国又は地域であること。応募後に危険情報レベル又は感染症危険情報レベルが2以上となった場合の取り扱いについては別紙1「危険情報レベル及び感染症危険情報レベルに係る補助金の取扱い」のとおりとする。

なお、危険情報レベル及び感染症危険情報レベルについては外務省の海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) を随時確認すること。

### (4) 内容

ア これまで京都府立高等学校の海外研修の実績がある団体等、旅行会社としての信頼性が認められる団体が実施する海外短期留学のうち、週15時間以上の語学学習を2週間以上実施するもの。

イ 旅行業法で定められた「募集型企画旅行」のみを対象とする。

ウ 出発前に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者、あるいは罹患者となり参加不可となった場合に発生する取消料の補償を受けることができる海外旅行保険に加入すること。なお、新型コロナウイルス感染症に罹患及び濃厚接触者になった場合の取消料については補助対象外となるため、取消料に係る海外旅行保険については取消に係る費用全額を補償される額のプランに加入すること。

エ 留学中に新型コロナウイルス感染症による濃厚接触者、あるいは罹患者となった場合に必要な治療費等の諸経費の補償を受けることができる海外旅行保険に加入すること。

オ 海外旅行保険料については補助経費の対象とする。

カ 出発前に留学先の国又は地域の危険情報レベルまたは感染症危険情報レベルが2以上になった場合はその時点で当事業による留学への補助は行わない。(その後同レベルが再び1以下となった場合でも、留学実施に係る補助は行わない。)ただし、その際に発生する取消料等については出発前44日前以降に同レベルが2以上になった日を基準に補助を行う。

## 2 補助対象人数

それぞれの留学について書類審査の上、抽選により選考します。

### (1) 短期チャレンジ留学…4人程度

### (2) 夢チャレンジ留学…8人程度

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

- ア 令和4年度海外短期留学チャレンジ補助事業応募用紙（様式1）
- イ 対象となる留学であること及び留学に要する経費（概算）がわかる書類の写し  
※「募集型企画旅行」である旨、明記されていること
- ウ 対象となる留学に対して旅行業者が定める新型コロナウイルス感染症対策等が明記された書類（参加する募集型企画旅行の同意書の写しも可とする）
- エ 所得に関する証明書類 《夢チャレンジ留学のみ》 ※別紙2「所得に関する証明書類」参照。

#### (2) 提出期限 各学校の定めるところによる。

#### (3) 提出先 在籍する学校

短期チャレンジ留学」と「夢チャレンジ留学」は併願できます。※併願する場合、応募用紙は「夢チャレンジ留学用」のみ提出してください。

なお、留学への申し込みについては補助対象者決定後に行ってください。

### 4 応募要件

生徒が次に掲げる要件を満たすことが応募要件です。

- (1) 京都府立高等学校に在学していること。
- (2) 在学している学校の校長により、学校生活に前向きに取り組んでおり、短期留学するにふさわしい人物であるとの証明を受けていること。
- (3) 経済的に困難であると認められる場合に該当すること。《夢チャレンジ留学のみ》  
※別紙2「経済的に困難と認められる場合について」参照

### 5 補助金の額

#### (1) 短期チャレンジ留学

生徒1人につき**30万円**と補助対象経費の実支払額の2分の1の額（1,000円未満切捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額。

取消料のうち**30万円**と補助対象経費の実支払額（1,000円未満切捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額。

#### (2) 夢チャレンジ留学

生徒1人につき**50万円**と補助対象経費の実支払額（1,000円未満切捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額。

取消料のうち**50万円**と補助対象経費の実支払額（1,000円未満切捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額。

短期チャレンジ留学、夢チャレンジ留学ともに同一年度中に複数回海外短期留学を行っても補助金申請は1度のみしか行えない。なお、危険情報レベル又は感染症危険情報レベルが2以上となったが留学を実施する場合は、補助は行わない。

### 6 内定後留学を実施する場合の流れ

内定され、留学を実施する場合、以下の手続等を行っていただきます。

短期チャレンジ留学	夢チャレンジ留学
(1) 内定通知（9月下旬予定） 学校を通じて文書で内定の決定をお知らせします。	
(2) 事業への参加申込み（随時） 各自で旅行会社へ参加申込み手続きを行ってください。	
(3) 補助金の申請（旅行会社への参加申込後） 補助金交付申請書、旅行代金の総額とその内訳がわかる書類（旅行業者が発行する領収書や請求書のコピーなど）、留学プログラムに申し込んだことが分かる書類、口座振替依頼書、通帳のコピーを学校へ提出してください。	

(4) 補助金の交付決定（申請から約1か月後） 学校を通じて文書で交付の決定をお知らせします。	
(5) 留学への参加	(5) 補助金の交付（交付決定から約1か月後） 提出された書類を審査の上、学校を通じて文書で補助金の額を通知するとともに、指定の口座に補助金を振込みます。
(6) 実績報告書等の提出（留学修了後） 帰国後、補助金実績報告書、旅行代金の内訳がわかる書類（領収書に内訳が記載されている場合は不要）、留学修了報告書及び留学を実施したことを証する書類等を学校へ提出してください	(6) 留学への参加
(7) 補助金の交付 （実績報告書提出から約1か月後） 提出された書類を審査の上、補助金の額を確定し、学校を通じて文書で通知するとともに、指定の口座に補助金を振込みます。	(7) 実績報告書等の提出（留学修了後） 帰国後、補助金実績報告書、旅行代金の内訳がわかる書類（領収書に内訳が記載されている場合は不要）、留学修了報告書及び留学を実施したことを証する書類等を学校へ提出してください。 提出された書類を審査の上、校長を通じて補助金額確定通知をします。なお、補助金額が交付決定額を下回る場合は、その差額の返還を求めます。

## 7 内定後留学が中止となった場合の流れ

内定されたが、留学が中止となった場合、以下の手続等を行っていただきます。

短期チャレンジ留学	夢チャレンジ留学
(1)-1 留学出発 45 日前時点で危険情報レベル又は感染症危険情報レベルが2以上となった場合の申請 速やかに旅行業者に連絡するとともに海外旅行保険料の総額とその内訳がわかる書類（旅行業者が発行する領収書や請求書のコピーなど）、留学プログラムを取消したことが分かる書類、口座振替依頼書、通帳のコピーを学校へ提出してください。	
(1)-2 留学出発 44 日前以降で危険情報レベル又は感染症危険情報レベルが2以上となった場合の申請 速やかに旅行業者に連絡するとともにレベルが2以上になった日を基準とした取消料及び海外旅行保険料の総額とその内訳がわかる書類（旅行業者が発行する領収書や請求書のコピーなど）、留学プログラムを取消したことが分かる書類、口座振替依頼書、通帳のコピーを学校へ提出してください。	
(1)-3 留学出発前に新型コロナウイルスの濃厚接触者、あるいは罹患者になった場合の申請 速やかに旅行業者に連絡するとともに海外旅行保険料の総額とその内訳がわかる書類（旅行業者が発行する領収書や請求書のコピーなど）、留学プログラムを取消したことが分かる書類、口座振替依頼書、通帳のコピーを学校へ提出してください。	
(2) 補助金の交付（交付決定から約1か月後） 提出された書類を審査の上、学校を通じて文書で補助金の額を通知するとともに、指定の口座に補助金を振り込みます。	
(3) 実績報告書等の提出（補助金受領後） 帰国後、取消料等補助金実績報告書、旅行代金の内訳がわかる書類（領収書に内訳が記載されている場合は不要）、留学取消報告書及び留学を取消したことを証する書類等を学校へ提出してください	

応募用紙

令和4年度海外短期留学チャレンジ補助事業に次のとおり応募します。

年 月 日

保護者等 住所

氏名



記

ふりがな 生徒氏名			
住 所	(〒 - )		
学校名	京都府立	高等学校	
課程	全日制 定時制 通信制 (○印をつけること。)		
学科		学年	第 学年
渡航先の国 又は地域			
渡航期間	年 月 日から	年 月	日まで
語学研修 期間	月 日 ~ 月 日 ( 週間)	週あたりの 授業時間数	
取扱業者 ・団体名			
応募理由 (生徒自筆に限る。)	別紙「応募理由書」に記載すること。		
連絡先(電話番号)			

※対象となる留学であること及び留学に要する経費(概算)がわかる書類の写しを添付してください。

-----  
【証明者記入欄】

上記生徒について、次のとおり証明します。  
学校生活に前向きに取り組んでおり、短期留学するにふさわしい人物である。

年 月 日

京都府立

高等学校長

別紙

応募理由書

ふりがな 生徒氏名			
学校名	京都府立	高等学校	課程
学科		学年	第 学年

語学学習に加えて、あなたが今回の海外留学で取り組みたいことは何ですか。自分なりのテーマを決め、その内容を具体的に書いてください。

今回の海外留学のテーマ：

海外留学で取り組みたいこと：

5

10

応募用紙

令和4年度府立高校生夢チャレンジ留学支援事業に次のとおり応募します。

年 月 日

保護者等 住所

氏名



記

ふりがな 生徒氏名					
住 所	(〒 - )				
学校名	京都府立	高等学校	学年	第	学年
課程	全日制 定時制 通信制 (○印をつけること。)		学科		
渡航先の国 又は地域			取扱業者 ・団体名		
渡航期間	年 月 日から		年 月 日まで		
語学研修 期間	月 日 ~ 月 日 ( 週間)		週あたりの 授業時間数		
世帯状況	氏名	生徒との 続柄	年齢	所得の種類	備考
応募理由 (生徒自筆に限る。)	別紙「応募理由書」に記載すること。				
連絡先(電話番号)					
短期チャレン ジ留学(上限30 万円)との併願	する / しない (○印をつけること。)	生活保護受給世帯については、以下の点に御留意ください。 <input type="checkbox"/> 応募する前に、学校を通じて高校教育課に連絡してください。 <input type="checkbox"/> 高校教育課に連絡した後、保護の実施機関に必ず事前に相談してください。			

※「対象となる留学であること及び留学に要する経費(概算)がわかる書類の写し」と「所得に関する証明書類」を添付してください。

〔証明者記入欄〕

上記生徒について、次のとおり証明します。

学校生活に前向きに取り組んでおり、短期留学するにふさわしい人物である。

年 月 日

京都府立

高等学校長

別紙

応募理由書

ふりがな 生徒氏名			
学校名	京都府立	高等学校	課程
学科		学年	第 学年

語学学習に加えて、あなたが今回の海外留学で取り組みたいことは何ですか。自分なりのテーマを決め、その内容を具体的に書いてください。

今回の海外留学のテーマ：

海外留学で取り組みたいこと：

5

10

# 提出上の注意

応募用紙

令和4年度海外短期留学チャレンジ補助事業に次のとおり応募します。

## 生徒応募日

年 月 日

(原則、生徒が学校に応募用紙を提出した日とする。) 所



①必要事項が正しく記入されているか御確認ください。

ふりがな 生徒氏名		
住 所	(〒	②・渡航先
学校名	京	・渡航期間
課程	全	・語学研修期間
学科		・取扱業者/団体名
渡航先の国 又は地域		・週当たりの授業時間数
渡航期間		・留学に要する経費(概算)
語学研修 期間	月	・「募集型企画旅行」である旨
取扱業者 ・団体名		・旅行業者が定める新型コロナウイルス感染症対策等
応募理由 (生徒自筆に限る)	別	(参加する留学の同意書の写しも可とする)
連絡先(電話番号)		が確認できる書類を添付してください。

※対象となる留学

証明日は、生徒応募日以降かつ高校教育課への提出期限以前とすること。

〔証明者記入欄

→ **【生徒応募日 ≤ 証明日 ≤ 高校教育課への提出期限(9/5)】**

上記生徒について、次の  
学校生活に前向きに取り組んでおり、短期留学するにふさわしい人物である。

年 月 日

京都府立

高等学校長



別紙

応募理由書

ふりがな 生徒氏名			
学校名	京都府立	高等学校	課程
学科			学年

語学学習に加  
テーマを決め、

今回の海外

海外留学で

自分なりの

必要事項が  
正しく記入されているか  
御確認ください。

5

10

# 提出上の注意

応募用紙

平成31年度府立高校生夢チャレンジ留学支援事業に次のとおり応募します

## 生徒応募日

(原則、生徒が学校に応募用紙を提出した日とする。)

年 月 日

①必要事項が正しく記入されているか御確認ください。

②・渡航先

- ・渡航期間
- ・語学研修期間
- ・取扱業者/団体名
- ・週当たりの授業時間数
- ・留学に要する経費(概算)
- ・「募集型企画旅行」である旨
- ・旅行業者が定める新型コロナウイルス感染症対策等  
(参加する留学の同意書の写しも可とする)

が確認できる書類を添付してください。

③所得に関する証明書類を添付してください。

ふりがな 生徒氏名	
住 所	(〒
学校名	京
課程	
渡航先の国 又は地域	
渡航期間	
語学研修 期間	
世帯状況	
応募理由 (生徒自筆に限る。)	
連絡先(電話番号)	
短期チャレン ジ留学(上限20 万円)との併願	する / しない (○印をつけること。)

上記併願希望の世帯については、必ず併願希望の点に御留意ください。

短期チャレンジ留学  
との併願希望の有無  
を○してください。

高校教育課に連絡してください。  
の実施機関に必ず事前に相談して

※「対象となる留学であること及び留学に要する書類」を添付してください。

の写し」と「所得に関する証明書類

〔証明者記入欄〕

上記生徒について、

証明日は、生徒応募日以降かつ高校教育課への提出期限以前とすること。

→【生徒応募日 ≤ 証明日 ≤ 高校教育課への提出期限(9/5)】

年 月 日

京都府立

高等学校長

別紙

応募理由書

ふりがな 生徒氏名	<p style="text-align: center;">必要事項が 正しく記入されているか 御確認ください。</p>	
学校名		
学科		年
語学学習 テーマを 今回の		年
海外留		
	5	
	10	

(別紙1) 危険情報レベル及び感染症危険情報レベルに係る補助金の取り扱い

時期及び留学先の 危険レベル  事業名	応募時点		出発 45 日前時点		出発 44 日前以降	
	レベル 1 以下	レベル 2 以上	レベル 1 以下	レベル 2 以上	レベル 1 以下	レベル 2 以上
短期留学チャレン ジ事業	応募可	応募不可	補助対象経費の実 支払額の 2 分の 1 (上限 30 万円) の 補助金支給	留学に係る補助金支 給中止を決定。(留 学の取消を要請) 海外旅行保険料を支 給	補助対象経費の実 支払額の 2 分の 1 (上限 30 万円) の 補助金支給	留学に係る補助金支 給中止を決定(留学 の取消を要請) レベル 2 になった日 を基準とした取消料 及び海外旅行保険料 (上限 30 万円) を 支給
夢チャレンジ留学 事業	応募可	応募不可	補助対象経費の実 支払額(上限 50 万 円)の補助金支給	留学に係る補助金支 給中止を決定。 (留学の取消を要 請) 海外旅行保険料を支 給	補助対象経費の実支 払額(上限 50 万 円)の補助金支給	留学に係る補助金支 給中止を決定(留学 の取消を要請) レベル 2 になった日 を基準とした取消料 及び海外旅行保険料 (上限 50 万円) を 支給

(別紙2) 経済的に困難と認められる場合について

「経済的に困難と認められる場合」とは次のいずれかに該当する場合とする。

- 1 生活保護受給世帯
- 2 保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が下表における基準額未満

**19歳未満の扶養親族の人数について ※実年齢とは異なるので注意すること**

- 16歳未満……平成18年1月2日以降生まれ
- 16歳以上19歳未満……平成15年1月2日～平成18年1月1日生まれ

19歳未満の扶養親族(※)の人数			基準額 都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合計額(保護者等合算)
	うち16歳未満	うち16歳以上19歳未満	
1人	0	1	265,500円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500円未満
	1	1	
	2	0	
3人	0	3	265,500円未満
	1	2	
	2	1	
	3	0	
4人	0	4	268,500円未満
	1	3	
	2	2	
	3	1	
	4	0	
5人	0	5	280,500円未満
	1	4	
	2	3	
	3	2	
	4	1	
	5	0	

※ただし、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額(保護者合算)が基準額を超えているものの、令和4年1月以降、失業等の理由により収入が減り家計が急変した場合は、別途応募要件の確認を行うものとする(別紙3-2参照)。

<保護者2人(父・母)の場合>

父の「都道府県民税所得割額」+「市町村民税所得割額」…①

母の「都道府県民税所得割額」+「市町村民税所得割額」…②

保護者合算の額(①+②)が、上の基準額表の19歳未満の扶養親族の人数の該当箇所の基準額未満である場合、該当する。

## (別紙3) 所得に関する証明書類について

「所得に関する証明書類」とは、以下に挙げるものとする。

### 1 生活保護受給世帯の場合

#### 生活保護受給証明書

- ・保護者（親権者）と申請者（生徒）の名前が記載されている証明書であること。
- ・応募日から1か月以内に発行されたものであること。

### 2 保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が基準額未満の場合

- (1) 給与所得者で、市町村民税等を給与から控除（特別徴収）されている場合

#### 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書（コピー）

- ・毎年度6月頃、給与支払者（勤務先）を通じて通知されるもの。
- ・全てをコピーすること。

- (2) 事業所得者又は給与所得者で、市町村民税等を給与からの控除ではなく直接市町村に納付している場合

#### 市町村民税・都道府県民税 納税通知書（コピー）

- ・毎年度6月頃、直接市町村役場から通知されるもの。
- ・市町村によって様式が異なる。
- ・住所、所得金額、所得割額の記載されている部分全てをコピーすること。（複数枚に分かれている場合は、全てコピーすること。）

- (3) (1)(2)に該当しない場合（非課税者を含む。）

#### 市町村民税・都道府県民税 課税（非課税）証明書（原本）

- ・市町村役場で証明書の発行を受けること。
- ・必ず原本を提出すること。

※1 いずれの場合も、19歳未満の扶養親族がいる場合は、扶養親族であることがわかるもの（健康保険証のコピー等）を提出すること。ただし、基準額表の最も少ない金額「265,500円未満」の場合は提出不要。

※2 いずれの書類も、保護者（親権者（父・母など））それぞれについて提出すること。ただし、両親のどちらか一方が控除対象配偶者で、かつ年収が100万円以下の場合、配偶者の証明書に控除対象配偶者の記載があれば証明書の提出を省略できる（控除対象配偶者であっても、年収が100万円を超えて103万円以下の場合、証明書が必要。）。

<提出書類の例1>

- 生徒本人 : 高校1年生・平成18年5月1日生 ※16歳未満扱い  
 父 : 所得あり、都道府県民税所得割額 99,000円  
       市町村民税所得割額 148,500円  
 母 : 所得あり、都道府県民税所得割額 18,000円  
       市町村民税所得割額 27,000円  
 姉 : 高校生・平成16年7月1日生  
 弟 : 小学生  
 ※ 生徒本人、姉、弟の3人ともに父又は母の扶養親族

- ① 父と母の都道府県税所得割額と市町村民税所得割額を合算  
 99,000円 + 148,500円 + 18,000円 + 27,000円 = 292,500円 … B  
 ② 別紙1の表「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額」の該当額を確認

19歳未満の扶養親族の人数			基準額 都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合計額(保護者等合算)
	うち16歳未満	うち16歳以上19歳未満	
1人	0	1	
3人	1	2	277,500円未満
	2	1	298,500円未満 … A

- ③ 基準額未満であることを確認 B : 292,500円 < A : 298,500円

提出書類

- ・父の所得を確認できる書類
- ・母の所得を確認できる書類
- ・生徒本人、姉、弟が、父又は母の扶養親族であることがわかるもの(健康保険証のコピー等)

<提出書類の例2>

生徒本人 : 高校1年生・平成18年5月1日生 ※16歳未満扱い  
父 : 所得あり、都道府県民税所得割額 99,000円  
市町村民税所得割額 148,500円  
母 : 所得なし、父の控除対象配偶者  
姉 : 高校生・平成16年7月1日生  
弟 : 小学生  
※ 生徒本人、姉、弟の3人ともに父の扶養親族

- ① 父と母の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算します。  
99,000円 + 148,500円 = 247,500円 (母は0円) …… **B**
- ② 別紙1の表「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額」の最少額  
265,500円 …… **A**
- ③ 基準額未満であることを確認 **B** : 247,500円 < **A** : 265,500円

**提出書類**

- 父の所得を確認できる書類(母が父の控除対象配偶者であることが記載されていること)  
※265,500円未満(基準額の最も少ない金額)の場合、扶養親族の証明書類は省略可能。



(別紙 3 - 2) 家計急変の場合について

都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額（保護者合算）は基準額を超えているものの、令和4年1月以降、失業等の理由により収入が減り家計が急変した場合は、次の書類により、応募要件の確認を行うものとする。

家計急変の事由	家計急変の確認書類	応募時の所得状況を確認する書類
① 主たる生計維持者の失業	離職票の写し又は退職証明書等	○所得に関する証明書類 (別紙2参照)
② 主たる生計維持者の破産	破産決定書・申立書等の写し	
③ 災害救助法等が適用された災害	り災証明書（被災状況を記した校長の副申書も可とする。）	
④ 上記事由に相当するその他の場合	事由を確認できる書類	
⑤ 災害救助法等が適用されない災害・火事	り災証明書等	○所得に関する証明書類 (別紙2参照)
⑥ 病気	医師の診断書等	○申請時の所得を推算するための書類 ・損益計算書 ・雇用主の支払（見込）証明書 ・直近3箇月分以上の給与明細書の写し ・その他所得金額が確認できる書類
⑦ 事故	事故証明書	
⑧ 会社倒産	取引停止通知書の写し等	
⑨ 経営不振	経営不振の事由により、公共的団体等から融資等を受けていることが確認できる書類	
⑩ 転職・賃金カットの場合	雇用主の証明書等	
⑪ その他の場合	事由を確認できる書類	
		○左記事由により、特別に支出が見込まれる額を確認できる書類

<留意事項>

その他審査にあたり、必要な書類の提出を求められることがある。

また、必要に応じ本人に直接聴取を行うほか、官公署や学校に対し、住所や在籍状況、申請の内容等について確認を行う場合がある。